

亡くなられた後の手続きについて

香川県仲多度郡琴平町

故人のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

※ 戸籍（除籍）謄本はお近くの市町村にて発行できますが、死亡の記載された戸籍（除籍）謄本は、死亡届を提出されてから数日後になります。
 なお、**琴平町においては原則予約制**としておりますので、事前にご予約のお電話をお願いいたします。 ☎ (0877) 75-6704

死亡に伴い、下記に該当する場合は手続きが必要です。一般的な手続きについて記載しておりますので、各個人によって内容が異なる場合があります。詳しくは各担当課にお問い合わせください。

手続き	該当の方	担当課	手続きに必要なもの
<input type="checkbox"/> 世帯主変更	・亡くなられた方が世帯主で他に二名以上の世帯員がいる場合	住民福祉課 (戸籍等) 75-6704	・手続きに来られた方の本人確認書類（マイナンバーカード等） (同一世帯員以外の方が手続きされる場合は委任状が必要です)
<input type="checkbox"/> 未支給年金等の請求	・国民年金加入者 善通寺年金事務所 ☎ (0877) 62-1662		・年金証書、年金手帳（基礎年金番号がわかるもの） ・認め印 ・請求者名義の通帳 ・請求者のマイナンバーがわかるもの
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証の返還	・印鑑登録をされていた方		・印鑑登録証
<input type="checkbox"/> 火葬許可証の訂正	・火葬許可証に訂正が必要な方		・火葬許可証
<input type="checkbox"/> 各種カードの返還	・マイナンバーカード/住民基本台帳カードなど		・各カード
<input type="checkbox"/> 保険証の返還	・介護保険証をお持ちの方 ・介護保険負担限度額認定証、負担割合証の返還（お持ちの方のみ） ・高額介護サービス費支給口座変更 (該当の方には個別にご案内します)	住民福祉課 (高齢者福祉) 75-6706	・被保険者証 ・介護保険負担限度額認定証 ・介護保険負担割合証
<input type="checkbox"/> 高齢者福祉タクシー利用券の返還	・高齢者福祉タクシー利用券（未使用分）の返還		・未使用分の高齢者福祉タクシー利用券
<input type="checkbox"/> 緊急通報装置の返還	・緊急通報装置の返還（該当の方には個別にご案内します）		
<input type="checkbox"/> 各種手帳の返還	・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	(社会福祉) 75-6723	・各種手帳
<input type="checkbox"/> 被保険者証等の返還 <input type="checkbox"/> 葬祭費の支給申請	・国民健康保険の被保険者 ・後期高齢者医療の被保険者	子ども・保健課 (保健医療) 75-6705	・国民健康保険被保険者証（国民健康保険から発行されている認定証や受給者証を含む） ・世帯主が変更になった場合は、世帯全員の被保険者証 ・喪主の方の印鑑、通帳、喪主であることがわかるもの（会葬のお礼のハガキ、火葬許可証等） ・被保険者証（限度額適用・標準負担額減額認定証や受給者証を含む）
<input type="checkbox"/> 各種医療の受給者証の返還	・子ども・ひとり親・重度心身障害者医療の受給者		・各種医療の受給資格者証 ・変更する方の通帳
<input type="checkbox"/> 児童手当受給事由消滅手当及び未支給請求・認定請求	・児童手当受給者	(子育て支援) 75-6705	・児童名義の通帳又はキャッシュカード・マイナンバーのわかるもの ・新たな受給者名義の通帳かキャッシュカード、健康保険証（厚生年金加入者のみ）等
<input type="checkbox"/> 異動手続き（名義変更・廃車など） <input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届出書 <input type="checkbox"/> 町税振替口座の変更手続き	・原付バイク、軽自動車をお持ちの方 ・固定資産をお持ちの方 ・納税義務者 ・町税の口座振替をされている方	税務課 75-6702	・原付バイクの廃車の場合は、ナンバープレート ・印鑑 ・標識交付証明書 ・変更する方の通帳 ・本人確認書類
<input type="checkbox"/> 水道の水栓名義人変更	・水道の水栓名義人の方（電話でかまいません）	香川県広域水道企業団中讃ブロック統括センター お客さまセンター ☎ 9 8 - 1 1 0 7	
<input type="checkbox"/> 相続登記申請	・相続による所有権移転の登記手続 (お問い合わせは管轄の法務局へ)	高松法務局本局（代表） 087-821-6191 高松法務局丸亀支局 0877-23-0228 高松法務局観音寺支局 0875-25-4528	